

北川村高等学校等生徒通学費助成金について

高等学校等に修学する生徒の通学に要する経費の一部を助成することにより、本村の地理的な負担の軽減を図り、これまで築いてきた学力等をさらに向上させ、成長をより確かなものとなるよう支援することを目的として実施しています。

つきましては、下記に助成金の対象など記載しておりますので、**北川村の自宅から高等学校等への通学に公共交通機関の定期を購入している方は、申請をお願いいたします。**定期を購入された後、別紙申請書及び添付書類を教育委員会までご提出ください。既に定期を購入されている場合でも対象となる場合があります。ご不明な点は教育委員会までお問い合わせください。申請様式は村ホームページにも掲載しています。



○助成対象者

- ・生徒及びその保護者が、本村に住所を有し、保護者が個人住民税の課税対象であること。
- ・生徒の年齢の上限は、概ね 20 歳とする。
- ・高等学校等に正規の修業期間(高等専門学校にあっては第3学年とする。)まで在学していること。
- ・同一世帯の者が村税(村民税・固定資産税・軽自動車税)及び国民健康保険税、給食費等を滞納していないこと(過年度も含む)。
- ・高等学校等において、停学等の問題行動がなく、学業等に励んでいること。
- ・助成対象者及びその保護者が、本村が実施する地域学校協働本部事業へ協力する意思(ボランティア登録カードの提出)があること。既に提出されている場合は提出の必要はありません。

○助成対象額

- ・北川村の自宅から公共交通機関(村営バスを除く)の定期代購入に要した金額とする。
- ・安芸郡市の高等学校等の通学に必要な定期代を上限とする。
- ・助成期間は通常卒業に必要と認められる期間のみとし、一度助成した期間は助成しない。

【例】安芸高校・桜ヶ丘高校・室戸高校通学の定期代は全額助成。

高知市内の高校への通学の定期代は安芸市までの定期代を上限に助成。

新高校2, 3年生は年度をまたぐ定期も助成対象となる(例: 3~5月分定期)。

○提出期限等

- ・今後定期を購入された後に、申請書と添付書類(学生証写し、同意書など)を早めに申請してください。※申請書下段にある添付書類欄をご確認ください。
- ・高校1~3年生全ての方が、令和3年度の初めの申請では、学生証の写しまたは在学証明書の写し、同意書の添付が必要です。ボランティア登録カードはこれまで教育委員会に提出していない方がご提出ください。
- ・北川村教育委員会までご提出ください。

○お願い

- ・定期代は長期間の定期が安くなるため、長期間の定期の購入にご協力ください。

お問い合わせ

北川村教育委員会 百々 TEL 0887-32-1223